

公共事業予定地の適正な管理について

平成24年9月27日道街第181号
県土整備部長通知

このたび、地権者から土地引渡しを受けた後、直ちに安全対策が実施されるよう、安全対策検討の時期や方法、予定地管理の手順や方法を明確にするため、別添のとおり「公共事業予定地管理フロー」を定めましたので通知します。

なお、道路予定地における安全対策の方法については、道路街路課長及び道路環境課長から各県土整備事務所長及び西関東連絡道路建設事務所長あて通知（平成23年7月25日、道街第148号）を基本として実施してください。

（フローの特徴）

- ・事業担当は、用地交渉の段階で用地担当・管理担当と調整しながら安全対策の検討を行い、用地担当は、その内容を契約前に地権者に説明することとした。
- ・用地担当は、事業担当が概ね土地引渡しの2ヶ月前から安全対策の準備が始められるよう、移転工事の状況確認を適宜行うとともに、事業担当へ情報提供を行うこととした。
- ・事業担当は、概ね土地引渡しの2ヶ月前から安全対策の準備を始め、土地引渡し後、直ちに安全対策を実施することとした。
- ・土地引渡し時の現地確認は、用地担当だけでなく、事業担当も立ち会うこととした。
- ・県土整備事務所については用地部長が、特設の事務所については用地を担当する部長が責任者となって引継を行い、引継の際は「事業予定地管理図（別紙1）」及び「土地引渡し書（別紙2）」により記録を残すこととした。

別紙1、別紙2・・・略

(別添)

公共事業予定地管理フロー

